



豊岡市技術革新等支援補助制度新設

今後10年間で、市の目指すべき将来像・環境都市「豊岡エコバレー」を実現することが本市の課題となっている。このため、様々な戦略プロジェクトを実行することとしている。

その戦略プロジェクトの一つとして、企業の産業競争力の強化や経営基盤の強化に取り組む事業を支援するとともに、引き続き、環境を良くする事業により経済効果が生まれる「環境経済型事業」を支援するため、「豊岡市技術革新等支援補助金」を新設した。

1. 補助制度概要

対象事業	新製品、新技術、新サービスなどの開発	商品、サービス、仕組みなどの開発・推進	新製品、新技術、新サービス等を開発するために大学等と共同で行う研究など	豊岡市内で新たに創業または新規事業の開発
対象経費	(1)市場等調査費 (2)設計、加工費 など	(1)設計、加工費 (2)設備導入費 (3)販路開拓経費 など	共同研究、委託研究のために大学等に支払う額	(1)市場等調査費 (2)設備導入費 (3)販路開拓経費 など
補助率	2分の1以内			
補助金額	300～3,000千円	～3,000千円	～500千円	～3,000千円
対象者	市内に事務所を置く中小企業者、団体など(は市に住民票を有し、新たに中小企業者として創業する方を含む) 「中小企業者」は中小企業基本法に定める中小企業者で、個人を含む。市税の滞納者、暴力団関係者などは対象外。			

3. 事業期間

平成23年3月31日(木)まで

4. 申込方法

経済課又は市ホームページにある申請書類に必要事項を記入の上、経済課に持参。

5. 申込期限

5月28日(金)

6. 審査・決定

提出書類、聞き取りなどにより、6月中に審査し決定する。

上記の商品、サービス、仕組みなどの開発・推進事業の補助金額が25万円以下の事業と新製品、新技術、新サービス等を開発するために大学等と共同で行う研究などの事業は、先着順に随時申請を受け、補助金交付の可否を決定する。

〔問合せ〕豊岡市経済部経済課 0796-23-4480